

# サッカーのまちづくりで 元気なまち韮崎を目指して！！

## —サッカーのまちプロジェクトプラン—

昭和 55 年 1 月 8 日、超満員の国立競技場。

韮崎高校が全国高等学校サッカー選手権大会における、5回の決勝進出という輝かしい戦績は、市民は勿論のこと他県居住の山梨県出身者までもが大挙してかけつけ、国立競技場のスタンドは一面、グリーンの色に染められました。まさに「サッカーのまちにらさき」を全国にアピールした瞬間でした。

スポーツは個人の心身の健全育成や、豊かな人生に不可欠であります。特色あるまちづくりが求められる中、今年度より、サッカーを核とした更なる特色ある地域づくりを目指し、「サッカーのまちプロジェクトプラン」を策定しました。

サッカーは韮崎のかけがえのない文化の一つであり、青少年の健全育成や交流機会の拡大、さらには地域活性化まで様々な効果をもたらしてくれるものであります。

今後、市民の皆様との協働によるサッカーを核とした新たなまちづくりを展開し、夢と感動の「サッカーのまちにらさき」の復活と「元気なまち韮崎」を発信してまいります。

韮崎市長 横内 公明

### ▼計画策定の主旨

スポーツは個人の心身の健全育成や、豊かな人生に不可欠であると共に、地方分権の推進において「特色あるまちづくり」が求められる中、大きなエネルギーと可能性を秘めています。

本市とサッカーの関わりは、旧制韮崎中学の校技という古い歴史に培われ、韮崎高校サッカーの隆盛期を経て地域とサッカーが着実、確実に結びつき、かけがえのない文化として市民に認識されています。

本計画では、こうしたサッカー文化を特色ある財産として捉え、あらゆる分野・産業など多様な面から、世代を超えてサッカーを楽しみ、健やかなライフワークと「サッカーのまちにらさき」の歴史・文化の継承、競技力向上を図り、次世代へ向け活気に満ち溢れた魅力あるまちづくりを目指します。

### ▼計画の位置づけ

本計画は、「第6次韮崎市長期総合計画」の魅力あふれるまちづくり基本方向施策の地域資源を活かした、まちなか活性化プロジェクトに位置付けられており、「韮崎市を担う人づくりのため、子供にはスポーツ活動を通じた健やかな心身の育成と体力の向上を、大人には自らの健康づくりを目的とする」を基本的な取り組みとしております。

この実現に向け、本市の特色であるサッカー競技を中心に、市民力・企業力・地域力・行政力など多角的な「自治力」を活かしながら、サッカー協会及び他のスポーツ団体など、各種団体との協働により推進してまいります。

### ▼計画の基本目標

- ① 「人づくり」 …… 青少年の健全育成やモラル醸成を図り、韮崎市が誇れる「人づくり」を目指します。
- ② 「育てる」 …… 各種研修等を通じ、選手や指導者等の育成環境の充実を図り、Jリーグを目指す選手、チームを育成・支援します。
- ③ 「する」 …… 年齢や性別に関わらず、誰もがライフスタイルにあわせ、サッカーに親しむことができる環境づくりを推進します。
- ④ 「みる」 …… スポーツは「する」だけでなく「みる」ことと大きな関わりを持っています。トップレベルの試合を開催するなど、一流選手のプレーを「みる」環境づくりを推進します。

Neera

- ⑤「支える」 …… 各種サッカー大会、サッカーチームの支援とともに、本市出身選手を応援する体制の充実を図ります。また、商工業・観光などあらゆる業種と連携し、サッカーを通して全国各地から集まる来輩者に対するおもてなし体制の確立に努めます。
- ⑥「交流する」 …… 市内の史跡、豊かな自然そして季節を彩る果物などの資源を活用し、全国や海外の都市とのチーム交流を促進します。
- ⑦「発信する」 …… 情報収集及び発信体制を整備し、魅力ある情報提供ができるよう努めます。また、日本を代表する歴史と文化を有する「サッカーのまちにらさき」として、県内外に対し情報発信・PRしていきます。

## ▼サッカーのまちプロジェクト推進員会

- ◇推進員 小林 修氏 莢崎高校同窓会会長  
 横森 巧氏 山梨学院サッカーチーム監督  
 深谷 卓氏 市サッカー協会会長  
 雨宮 勝己氏 行政経験者・財団法人武田の里文化振興協会専務理事（事務局長）  
 内藤 久夫氏 (株)内藤代表・商工会副会長・逸翁すみれ会会長  
 佐久間 悟氏 ヴァンフォーレ甲府常務取締役・ゼネラルマネージャー  
 松本 恵子氏 市教育委員・NPO法人子育て支援センターちびっこはうす副理事長  
 草間 一実氏 NPO法人草間スポーツクラブサッカー代表監督
- ◇特別推進員 羽中田 昌氏 元カマタマーレ讃岐監督

## 閉庁時間変更のお知らせ

平成22年7月1日（木）から市役所と保健福祉センターの  
**閉庁時間が午後5時30分から午後5時15分に変更になります。**

市では、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に基づき、職員の勤務時間を現行の1日8時間から、1日7時間45分に短縮します。これ伴い市役所等の閉庁時間を変更するものです。  
 今後とも市民サービスの向上に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解をお願い致します。

なお、住民票等の電話予約による平日夜間交付は従来どおり行っております。

■お問い合わせ 政策秘書課（内線325・326）

### 倒産・解雇等により離職（特定受給資格者）、また雇い止めなどにより離職（特定理由離職者）をされた国民健康保険加入者へ

景気の悪化、不況により離職された方に対し、平成22年度から新たに国民健康保険税を軽減します。やむを得ない事情で失職、倒産及び解雇等となり国保に加入された方、また加入者で、保険税負担が過重になる可能性のある世帯に配慮し、前年中の所得を100分の30として保険税を算定します。  
 ※自己都合による退職をされた方は対象となります。

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、特定受給資格者は、

11、12、21、22、31、32 特定理由離職者は、23、33、34の方が対象となります。

■必要書類  
 ・減免申請書（国保医療担当窓口にあります。）  
 ・雇用保険受給資格者証（離職理由を確認するためには必要です。）

■お問い合わせ  
 印鑑  
 市民課国保医療担当（内線127～129）